

長岡京市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての修正案

長岡京市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案の一部を次のように修正する。

修正案	原案
<p>(放課後児童健全育成事業の一般原則)</p> <p>第5条 放課後児童健全育成事業における支援は、小学校又は特別支援学校の小学部に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行わなければならない。</p> <p>2～5 【略】</p> <p>(職員)</p> <p>第10条 【略】</p> <p>2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とし、配慮の必要な児童が利用する場合にあっては、放課後児童支援員を加配する。ただし、加配する放課後児童支援員については補助員(放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第5項において同じ。)をもってこれに代えることができる。</p> <p>3・4 【略】</p> <p>5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。</p> <p>(開所時間及び日数)</p> <p>第18条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する時間について、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ該当各号に定</p>	<p>(放課後児童健全育成事業の一般原則)</p> <p>第5条 放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行わなければならない。</p> <p>2～5 【略】</p> <p>(職員)</p> <p>第10条 【略】</p> <p>2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員(放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第5項において同じ。)をもってこれに代えることができる。</p> <p>3・4 【略】</p> <p>5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は補助者が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>(開所時間及び日数)</p> <p>第18条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する時間について、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ該当各号に定</p>

める時間以上を原則として、児童の保護者の労働時間、小学校又は特別支援学校の小学部の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該放課後児童健全育成事業所ごとに定める。

(1) 小学校又は特別支援学校の小学部の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき 9.5時間

(2) 小学校又は特別支援学校の小学部の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき 5.5時間

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する日数について、1年につき 281日以上を原則として、児童の保護者の就労日数、小学校又は特別支援学校の小学部の授業の休業日その他の状況を考慮して、当該放課後児童健全育成事業所ごとに定める。

(関係機関との連携)

第20条 放課後児童健全育成事業者は、市、児童福祉施設、利用者の通学する小学校又は特別支援学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。

附 則

(専用区画に関する経過措置)

第2条 この条例の施行の際、現に存する放課後児童健全育成事業所に係る専用区画で、第9条第2項の規定に満たないものについては、改善計画を示し、早期に改善を図るものとする。

める時間以上を原則として、児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該放課後児童健全育成事業所ごとに定める。

(1) 小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき 8時間

(2) 小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき 3時間

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する日数について、1年につき 250日以上を原則として、児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況を考慮して、当該放課後児童健全育成事業所ごとに定める。

(関係機関との連携)

第20条 放課後児童健全育成事業者は、市、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。

附 則

(専用区画に関する経過措置)

第2条 この条例の施行の際、現に存する放課後児童健全育成事業所に係る専用区画については、当分の間、第9条第2項の規定は、適用しない。